

特別警報に対する非常措置のお知らせ

本校において、特別警報に対する非常措置は下記のようにしております。
なお、暴風警報時と特別警報時の対応は違いますので、お間違いのないようお願いいたします。

1 登校前に特別警報が発令された場合

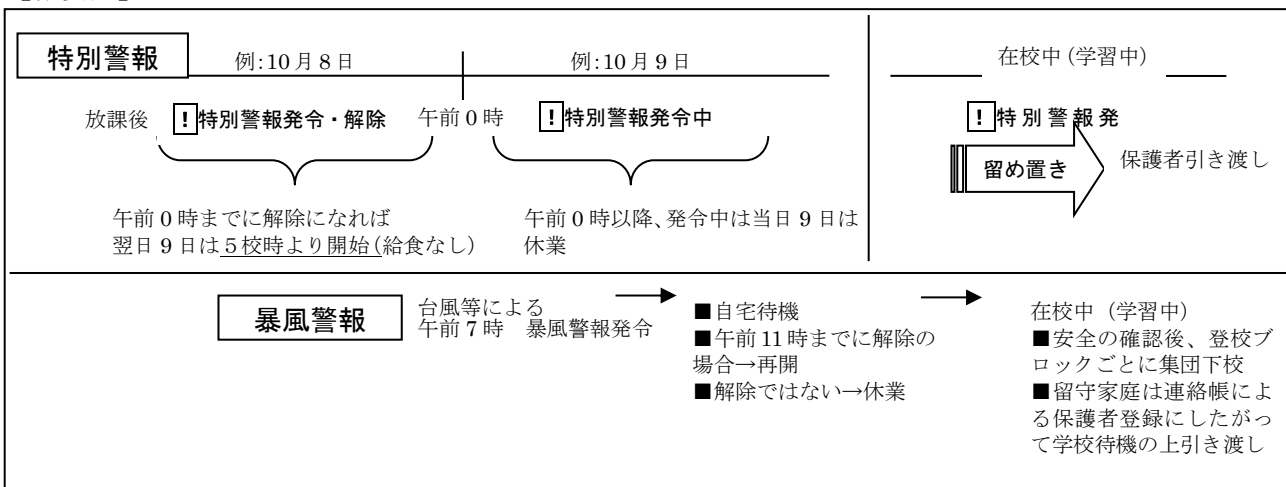
- (1) 下校後、特別警報が発令され、その日の午前0時までに解除になった場合は、翌日の5校時目(午後1時45分 月・木は1時30分)より授業を開始します。給食はありません。
- (2) 午前0時以降特別警報が発令された（前日から継続しているケースも含む）場合、当日を休業（自宅待機）とします。学校再開については、学校ホームページやすぐーるで、お知らせいたします。

2 在校中に特別警報が発令された場合

- (1) 休業となり、児童は学校に留め置きます。集団下校はしません。
- (2) 保護者への引き渡しをします。学校までお迎えをお願いします。
- (3) その際、学校より「ホームページ」や「すぐーる」で、お知らせいたします。

※混乱を避け、児童の安全確保を第一にいたしますので、個別の電話対応は原則いたしません。
保護者の方の迎えがあるまで学校に留め置きます。
※児童館は休館となります。

【概要図】



3 避難指示が発令された場合

本校の校区である七条校区は、「天神川水想定区域」であるため、避難指示の発令対象です。七条学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置をとります。